

茨城県都市計画 マスタープラン

— 震災対策編 —

茨城県土木部
都市局都市計画課

目次

序章 「震災対策編」の目的と役割	3
序-1 策定の背景	3
序-2 目的と役割	3
序-3 策定体制と進め方	5
序-4 目標年次	5
第1章 東日本大震災の概要と震災に強い都市づくりの課題	9
1-1 東日本大震災の概要	9
1-2 各種被害の概要	12
1-3 上位計画・関連計画などの方向性	20
1-4 東日本大震災から見た全般的な課題	24
1-5 震災に強い都市づくりの課題	27
第2章 震災に強い都市づくりのあり方	31
2-1 目指すべき都市像	31
2-2 震災に強い都市づくりの視点	32
第3章 震災に強い都市づくりの方針	35
3-1 方針の考え方	35
3-2 震災に強い都市づくりの方針	36
第4章 ゾーン別の方針	45
4-1 ゾーン区分	45
4-2 ゾーン別の人口・土地利用などの概況	46
4-3 県北山間ゾーンの方針	47
4-4 県北臨海ゾーンの方針	51
4-5 県 央ゾーンの方針	56
4-6 鹿 行ゾーンの方針	61
4-7 県 南ゾーンの方針	65
4-8 県 西ゾーンの方針	69

序章 「震災対策編」の目的と役割

序章 「震災対策編」の目的と役割

序-1 策定の背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 の巨大地震と大津波により、東北地方及び関東地方に想像を絶する被害をもたらしました。

本県においても、最大震度 6 強の強い地震動を観測し、震災による直接の死者・行方不明者が 25 名、家屋の被害は全壊・半壊・一部損壊合わせて 21 万棟に上るなど、過去に経験のない甚大な被害が発生したほか、電気・水道・ガス・通信などのライフライン*が寸断され、道路や鉄道などの交通インフラ*が損壊し、さらに生活必需品やガソリンなどの不足も加わり、県民生活や企業の経済活動への多大な影響を与えました。

特に今回の震災の特徴として、地震そのものによる被害に加え、沿岸部における津波被害、河川・湖沼周辺の低地部などにおける液状化被害が発生したことや、県内 44 市町村のうち 40 市町村が「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」による特定被災区域として指定されるなど、広範囲に被害が及んでいることなどがあげられており、同時に、これら巨大地震への対応のあり方が新たな課題として浮かび上がりました。

一方、国の中央防災会議では、本県に影響を及ぼす首都直下地震のひとつとして茨城県南部地震(マグニチュード 7.3)を想定しているほか、近い将来に発生すると考えられている東海・東南海・南海地震などによる影響も危惧されています。

これらのことから、都市計画の観点からも、地震災害に強い安全・安心な都市づくりの実現に向けた取り組みを推進していくことが、これまで以上に強く求められています。

序-2 目的と役割

1. 目的

これまで本県では、都市の望ましい将来像やその実現に向けた都市計画に関する基本方針を定めた「茨城県都市計画マスタープラン*」を策定し、災害に強い都市づくりの観点から、防災機能を有する公園・緑地・河川の整備、市街地における防災性能の向上などの方針を示してまいりましたが、これまでの想像をはるかに上回る東日本大震災クラスの巨大地震には充分に対応しきれていないという課題が浮き彫りとなりました。

そこで、「序-1 策定の背景」や東日本大震災の教訓などを踏まえ、震災に強い都市づくりの基本的な方針を明らかにするため、現行の「茨城県都市計画マスタープラン」に加え、茨城県都市計画マスタープラン「震災対策編」(以下、「震災対策編」という。)を追加策定することにより、震災に強い安全で安心な都市づくりを実現していくことを目的とします。

今後、地震以外の災害についても、従来の都市づくりの方針を見直す必要が生じた場合は、現行の茨城県都市計画マスタープランを踏まえつつ、国の災害対策の動向や茨城県地域防災計画の改定状況などを見ながら、適宜対応を検討することとします。

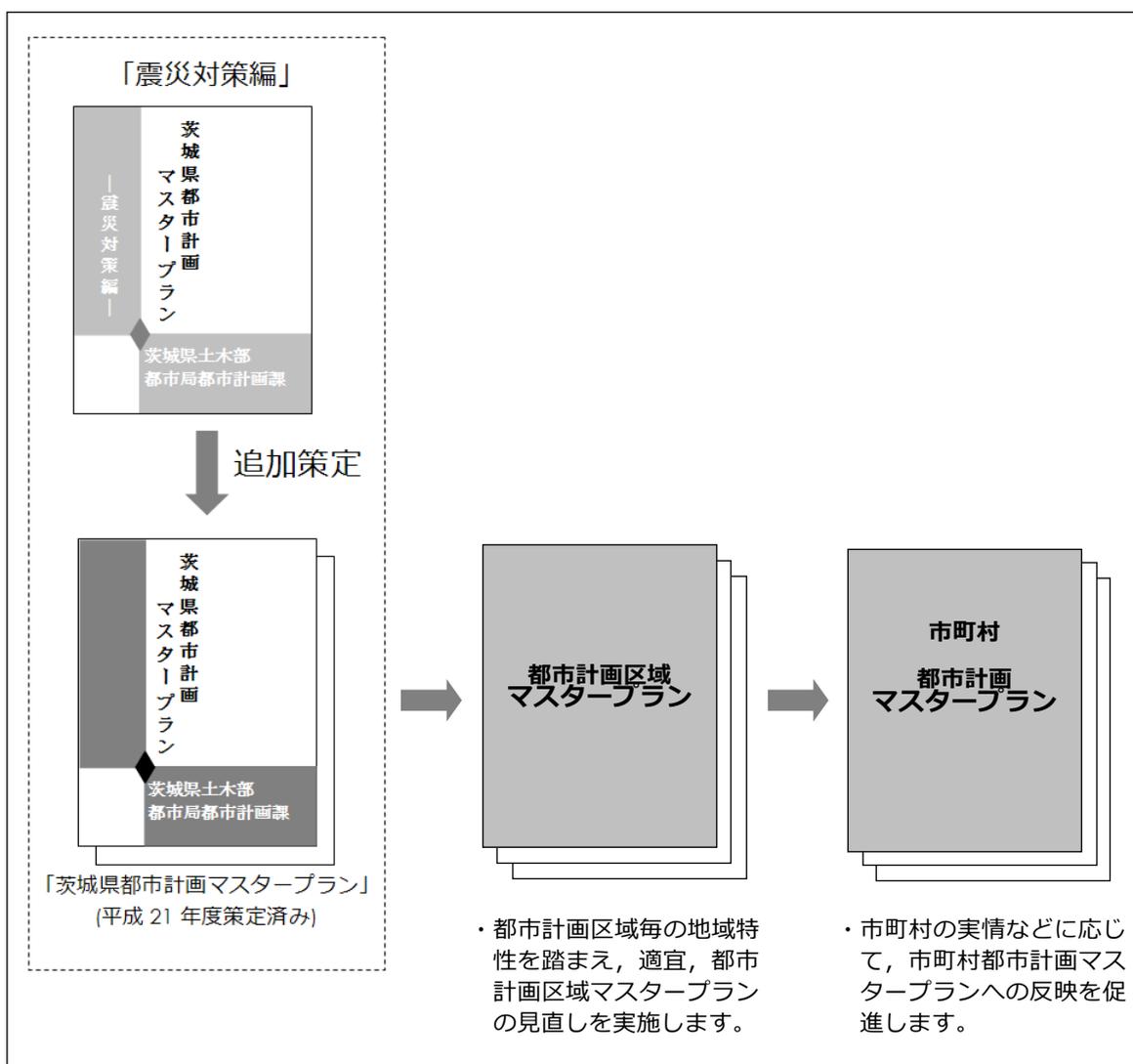
- ・ ライフライン : 命綱や補給路。都市計画では、電気、ガス、水道、通信などの生活を維持するために不可欠な設備。
- ・ インフラ : インフラストラクチャー。一般的に道路、鉄道、河川、などのほか、電気、電話、ガスなどの社会基盤を指すが、広い意味では学校や病院などの公益施設を含むこともある。
- ・ 茨城県都市計画マスタープラン : 茨城県の県土全体の都市づくりの基本方針を示すもので、都市計画区域マスタープラン並びに市町村都市計画マスタープランを策定する際の指針となる。

2. 役割

東日本大震災を踏まえた本県のこれからの都市計画の基本方針を提示し、都市計画区域マスタープラン※や、市町村の都市計画マスタープラン※に適宜反映していくことにより、震災に強い安全・安心な都市づくりが推進されることを期待するものです。

なお、本「震災対策編」は、都市計画の観点から、震災に強い安全で安心な都市づくりの基本方針を示すものであり、県内の地震災害全般に関する災害の予防、発災時の応急対策、復旧対策などの緊急応急対策の総合的な指針及び対策計画については、「茨城県地域防災計画」によることとされています。

図 序-1 「震災対策編」の目的と役割

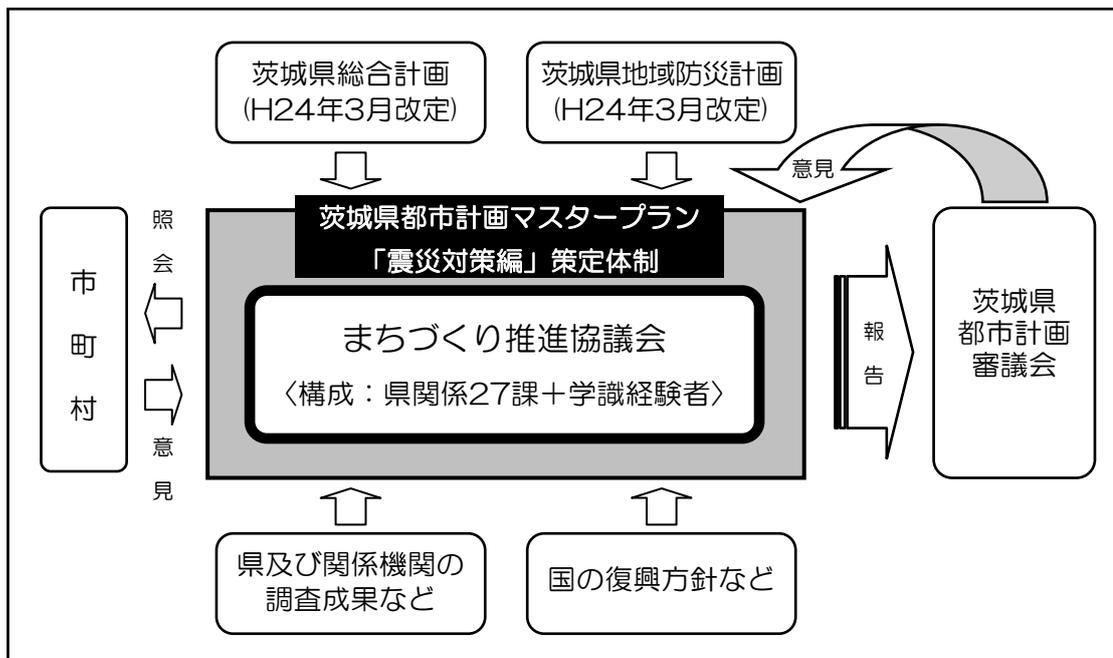


- 都市計画区域マスタープラン : 都市計画法第6条の2に基づき、市町村界を超える広域的な観点から、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などについて定めている。本県では、29都市計画区域で決定済み。
- 市町村都市計画マスタープラン : 都市計画法第18条の2に基づき、市町村が策定する、将来都市像とその実現方策を体系的・総合的に示す基本的な計画。

序-3 策定体制と進め方

「震災対策編」は、平成 24 年 3 月に改定された「茨城県総合計画」や「茨城県地域防災計画」のほか、震災に関する県及び関係機関の調査成果や国の復興方針などとの整合を図りつつ、まちづくりに関する県関係課と学識経験者で構成される「まちづくり推進協議会」を中心とし、茨城県都市計画審議会や市町村の意見を踏まえながら策定しました。

図 序-2 「震災対策編」の策定体制



序-4 目標年次

茨城県都市計画マスタープランでは、「都市づくりの基本理念」と「将来都市像」について、策定時点からおおむね 20 年後となる平成 37 年度(2025 年度)を目標としています。

このようなことから、本方針の目標年次は、この茨城県都市計画マスタープランとの整合を図るため、平成 37 年度(2025 年度)とします。

図 序-3 「震災対策編」の目標年次

